

愛知地方最低賃金審議会

第3回 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日 時 令和2年10月2日（金）午前10時30分～午後0時10分
- 2 場 所 名古屋合同庁舎第2号館 3階共用中会議室
- 3 出席者 公益代表委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名
- 4 議 題 令和2年度愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について
- 5 議事要旨
 - (1) 労働者側委員からは「引上げ額8円と提示していたが、他業種や他県の状況から4円としたい。根拠として、春闘で99人以下のベアが0.43%引上げられ、最賃額に換算すると4円となる。リーマンショックや東日本大震災で景気が落ち込んだ時でも4円の引上げがあった。引上げ額の影響率は4円でも差がないことから4円としたい。」との主張がなされた。
 - (2) 使用者側委員からは「現時点ではゼロ円で引上げる状況にない。ここ10年引上げ率、引上げ額とも地賃が上回ったことはなく、リーマンの時と比較し社会情勢も違う。某自動車会社では希望退職を募る予定で、中小にも大きく影響が出る。コロナの影響で解雇や雇止めが月1万人のペースであり、製造業がトップ。輸送用機器では経営者が雇止めや解雇をしないように頑張っている。一部の自動車会社で生産が増えている話があるが、裾野が広く、中小が多い産業であり引上げる状況にない。」との主張がなされた。
 - (3) 公益委員が労使双方委員と個別打合せを行った。
 - (4) 労働者側委員から「他産業や提示した資料から4円を主張したが、必要性やセーフティーネットの観点及び自動車小売の結果も踏まえ、輸送用機器は自動車だけではないが、同等の引上げ額2円としたい。」との主張がなされた。
 - (5) 使用者側委員からは「コロナ禍で厳しく、一部自動車会社での生産が上向きだとの話もあるが、裾野の広い自動車関連の中小で資金繰りなど厳しい状況が予想され、引上げる状況にない。」との主張がなされた。
 - (6) 部会長から、これ以上の歩み寄りには困難との判断から、公益案として“引上額2円、時間額957円”が提示され採決となった。

- (7) 採決の結果、賛成多数で公益案どおり結審した。その上で、同内容にて10月14日開催予定の愛知地方最低賃金審議会へ報告することとされた。

愛知地方最低賃金審議会
第3回 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会

日時 令和2年10月2日(金)
午前10時30分から

場所 名古屋合同庁舎第2号館
3階 共用中会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 令和2年度 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について

(2) その他

3 閉 会

公 益 案

愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金

現行最低賃金額

時間額

955円

[時間額]

引上額

引上率

2円

0.21%

改定額

957円

(案)

令和2年10月2日

愛知地方最低賃金審議会
会長 服部 一郎 殿

愛知地方最低賃金審議会
愛知県輸送用機械器具製造業
最低賃金専門部会
部会長 池田 桂子

愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年8月5日、第497回愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

労働者代表委員
小松 昌 亀
関 元
中島 裕 子

使用者代表委員
江原 功 一
佐藤 秀 樹
太 箸 俊 一

公益代表委員
池田 桂 子
小野木 昌 弘
服部 一 郎

愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

愛知県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 輸送用機械器具製造業（船舶製造・修理業、船用機関製造業、自
転車・同部分品製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済
活動を行う事業所を除く。）
- (2) 建設用ショベルトラック製造業
- (3) (2)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (4) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)
又は(2)に掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、賄い又は湯沸かしの業務
 - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行うバ
リ取り、穴あけ、検数、選別又は塗装の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 957 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

愛知地方最低賃金審議会の決定による。